

くしろ家畜衛生

第104号（令和3年5月号）
釧路家畜保健衛生所

令和3年度ご挨拶

所長 佐藤研志

日頃から当所の家畜衛生業務の推進に、ご理解とご協力をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。
さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の流行により世界中が様々な影響を受け、大変な年となりました。
現在も流行は治まっておらず、国民全員がワクチンを接種できるようになることが待ち望まれています。

昨年度の家畜衛生情勢を振り返りますと、釧路管内は牛のヨーネ病、サルモネラ症、BVD等の発生はあったものの、全体的には平穏に推移したと思われ、これもひとえに生産者を含めた関係機関の皆様のご協力によるものと認識しており、改めて感謝申し上げます。

なお、国内では高病原性鳥インフルエンザの発生が続いております。原因となるウイルスは渡り鳥が運びとされており、渡り鳥が北方へ戻る5月半ばまでは予断を許さない状況です。

また、平成30年から発生している豚熱についても発生が継続し、この5月に栃木県で国内68例目の発生がありました。原因ウイルスに感染した野生イノシシの生息地域も拡大しており、こちらも注意が必要です。

このような中、昨年、全畜種の「飼養衛生管理基準」が改正されました。伝染病の侵入を防止するためには、それぞれの農場において、「飼養衛生管理基準」を遵守していただくのはもちろんのこと、関係機関及び行政が一丸となって、地域全体での衛生管理水準の向上を図っていくことが重要と考えます。

当所としましては万が一に備え、初動防疫に必要な情報の把握や緊急体制の整備を継続していきますとともに、実践的な防疫演習等を通してそれぞれの地域の皆様方とともに危機管理体制の強化に努めて参ります。
また、監視伝染病の発生予防とまん延防止対策につきましては、家畜伝染病予防法第5条に基づく定期検査や発生農場における清浄化対策を重点に取り組みを進めていきます。

さらに、生産性向上のための家畜衛生対策事業や家畜畜産物の安全性確保のための安全指導業務等につきましても、農場や関係機関、団体の皆様と常に連携を図りながら進めて参りますので、今年度も当所の業務推進について、ご協力をよろしくお願いいたします。



飼養衛生管理基準について

～関係者に飼養衛生管理マニュアルの周知徹底を！！～

定期報告に併せて飼養衛生管理マニュアルを提出していただきましたが、農場立入者全員に浸透していますか？

マニュアルは農場事務所、各消毒実施場所に目立つよう掲示することによって、関係者全員が継続して取組可能になります。

- ・衛生管理区域に出入りする際の車両、人、物の消毒方法は？
- ・畜舎に出入りする際の消毒方法は？
- ・作業用衣服の洗濯方法は？
- ・畜舎の消毒方法は？



→マニュアルを掲示することによって全員が確実に実施可能になります！

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっています！



令和2年(2020年)11月以降、国内農場における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生は、18県52事例(4月22日現在)にのぼっています。また、道内で回収された野鳥等からHPAIウイルスが確認され、**北海道の環境中にウイルスが存在**することが示されています！

HPAIを発生させないためにウイルスの侵入防止対策が重要です

対策のポイント

防鳥ネットや鶏舎の破損状況を点検し、
修繕等を行ってください



野生動物の侵入経路となるような
穴は塞ぎましょう

消石灰散布や消毒槽設置等による
消毒を徹底してください



平常時の2倍以上の死亡鶏の発生等、異常に気づいたときは
速やかに家畜保健衛生所にお知らせください

豚熱に引き続き警戒を！



豚熱は平成30年に国内で発生して以来、本年5月11日までに68事例の発生が報告されています。また、予防的ワクチン接種区域は30都府県に拡大しています。

豚・精液等の導入の際は、**ワクチン接種区域で飼養または生産されたものではないこと**を確認してください。ワクチン未接種の場合も、導入元農場からの抗体検査および血液PCR検査の陰性証明が必要となります。

特徴的な症状がなく、気が付きにくい疾病です！



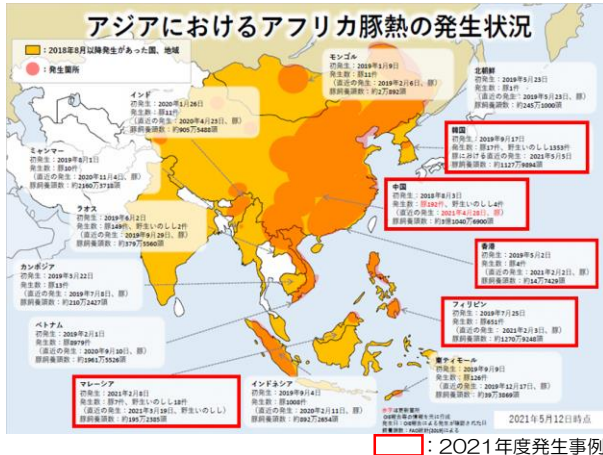
発熱、食欲不振、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸器障害等
異常を発見したときは、直ちに連絡をお願いします

アフリカ豚熱に警戒を！



2021年2月8日、**マレーシア**でアフリカ豚熱が発生。2021年4月5日にはアフリカ豚熱非発生国である**台湾**において、海岸に漂着した豚の死体からアフリカ豚熱ウイルスの遺伝子が検出されました。

依然として日本近隣のアジア諸国でアフリカ豚熱が発生しています！
引き続き防疫対策を徹底してください。



【人・物・車両によるウイルス持ち込み防止】

- ・衛生管理区域、豚舎への出入時の洗浄消毒
- ・飼料に肉を含む、もしくはその可能性がある場合は十分な**加熱処理を徹底**
- ・人、物の出入りを記録
- ・衛生管理区域専用の衣類、靴の設置
- ・海外から肉製品等の不正持ち込みの禁止



口蹄疫にも警戒を！



**日本の近隣諸国で
口蹄疫の発生が継続しています！**

平成22年4月、宮崎県で発生した口蹄疫は、約30万頭の家畜が殺処分されるなど日本に大きな被害をもたらしました。発生から11年が経過し、獣医師、生産者及び関係者の危機感の希薄化が懸念されています。

近隣諸国での発生状況(令和3年4月23日現在)

2019年	アジア合計	22件
2020年1月	ロシア	1件(牛・豚)
2020年5月	中国	1件(牛)
2021年3月	中国	1件(豚)

現在も近隣諸国から**ウイルスが持ち込まれる危険性は高い状況**にあり、口蹄疫から家畜を守るため、次の事項について確認・徹底してください。

- ・一週間以内に海外から入国した人の立ち入り制限
- ・海外で使用した衣服および靴は四か月持ち込まない
- ・家畜伝染病の発生による放牧制限に備えた準備措置

(出典：農林水産省HP)



泡沫性の流涎
(鼻汁があることも)



舌や口周りの水疱
(破れていることも)



鼻平面の潰瘍



蹄の剥離

特定症状を認めた際は、すぐに家畜保健衛生所へ連絡を

消毒薬の適応について



病原微生物の侵入から農場を守るためには、日常的な消毒による対策が必要不可欠です。健康な家畜を生産するために、消毒薬の適応を知り、用法・用量を守って病原微生物から家畜を守りましょう。

出典「承認されている動物用消毒薬について」 農林水産省 動物医薬品検査所
https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/koenshiryo/pdf/170226_jyuigakujyutsu_shodokuyaku.pdf

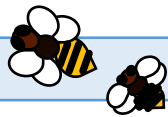
分類	細菌				ウイルス		効能 他
	グラム陽性菌	グラム陰性菌	結核菌	芽胞菌	エンベロープあり	なし	
逆性石けん製剤 アストップ、クリアキル、バコマなど	○	△	×	×	△	×	・プラスの電荷 ・マイナス電荷の細菌・ウイルスを引き合って消毒効果を示す
両性石けん製剤 キーエリア、アステンなど	○	△	○	×	△	×	・プラスとマイナス電荷を持つ界面活性剤 ・毒性や刺激性が少ない
ハロゲン塩製剤 塩素系 アストップ、ビルコンS、クレンテなど ヨウ素化合物製剤 ポリアップ、ファインボールなど	○	○	△	△	○	○	・殺菌力、抗ウイルス力が強い ・すぐ蒸発し皮膚刺激がある
	○	○	○	△	○	○	・殺菌力、抗ウイルス力が強い ・すぐ蒸発し、高温・有機物・日光で効力低下
	○	○	○	○	○	○	・畜舎消毒などに利用 ・有機物の影響は比較的少ない ・強い刺激性
アルデヒド製剤 エクスカット25%・SFL、グルタプラスなど	○	○	○	○	○	○	・臭いが強く、日光による分解が早い ・コクシジウムに有効
フェノール系製剤（複合製剤に配合） トライキル、動物用タナベゾール、オーチストン等	○	△	○	×	△	×	

○：有効 △：十分な効果が得られない場合あり ×：無効（厳密なものではない）

※ヨーネ菌については、塩素剤、フェノール剤、オルソ剤や石灰が有効（出典「ヨーネ病の早期発見と撲滅のために」社団法人全国家畜畜産物衛生指導協会）

令和3年度 家畜伝染病予防事業計画

家畜伝染病予防事業の実施について、次のとおり計画しています。
 関係機関の皆様、御協力をよろしくお願いします。

事業名		実施時期	備考
 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査			
①ヨーネ病検査 （乳用牛・肉用牛）	浜中町	5月、9月～11月	飼養衛生管理基準の 遵守状況の確認を併 せて実施
	厚岸町	11月～翌1月	
②牛海綿状脳症検査		4月～翌3月	
③蜜蜂の腐蛆病検査		8月	
④高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング		10月、11月	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査			
⑤高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング		4月～翌3月	

令和2年度 抗菌性物質残留事故発生状況



令和2年度の抗菌性物質残留事故発生は、生乳で9件、畜肉で2件でした。
前年度より減少しましたが、全道に占める釧路管内の残留事故発生割合は高い状況です。
関係者一丸となって、残留事故ゼロを目指しましょう！

【生乳】

○ 発生状況（全道：令和2年12月末現在、釧路管内：令和3年3月末現在）

	年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
全道	振興局数	8	12	11	11	9	9
	発生件数	48	73	66	61	55	35
	廃棄乳量(t)	635	783	834	636	688	373
釧路管内	発生件数	7	13	5	7	12	9
	廃棄乳量(t)	69.3	146.7	38.9	64.7	111.9	87.6

【畜肉等】

○ 発生状況（全道：令和2年12月末現在、釧路管内：令和3年3月末現在）

	年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
全道	振興局数	1	6	5	3	4	2
	発生件数	2	8	7	5	7	3
	畜種	牛	牛、鶏卵	牛	牛	牛、蜂蜜	牛
釧路管内	発生件数		1			2	2
	畜種		牛			牛	牛

なお、令和2年度には安心・安全という地域のブランドが失われかねない事例も発生していますので、次の点について十分に留意してください。

1 1分房でも乳房炎軟膏を投与したときは、その牛の生乳は全て出荷禁止

上記行為に反し出乳を出荷した場合、食品衛生法第10条第1項及び薬機法第83条の4の両方に違反となります。

どちらも罰則（3年以内の懲役及び300万円以下の罰金）があり厳格に遵守しなければならない規定です。

万が一、治療牛から横取りした生乳を出荷したとなれば、法律違反の生乳が市場に流通している可能性もあり、消費者の信頼を大きく損ねることにもなりかねません。このような行為は決して行わないでください。

2 廃用牛をと畜場へ出荷する時は、複数の目で抗菌性物質の使用歴を確認

畜肉で抗菌性物質が残留した場合、生乳と違い工場での残留検査がないため、最悪の場合そのまま加工されて消費者の口に入る可能性があります。

また、残留した個体の肉のみならずロット単位での廃棄となるため、損害も莫大なものになりかねません。抗菌性物質の使用歴を農家のみで確認し、出荷する際に見落とした事例も報告されています。

このような事態を防ぐために、と畜場出荷牛の抗菌性物質使用歴を確実に把握する必要があり、次のような**ダブルチェック体制**を構築した事例もあります。

出荷予定牛について農家が確認

↓
農家は農協に出荷依頼

↓
農協は出荷予定牛についてNOSAIに問合せ

↓
NOSAIで治療歴を確認し、農協へ回答



上記事例を参考に、**複数の目で抗菌性物質使用歴の確認体制構築**をお願いします。

一度失った信頼を取り戻すには、多大な労力と時間を要します。
畜産関係者みんなが基本に立ち返り、消費者の信頼に応えましょう。

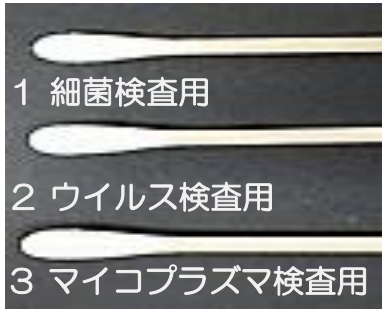
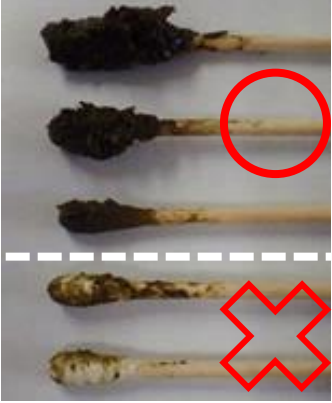
病性検定を依頼するときのお願い



- 📌 事前の連絡を…試薬準備や人員調整のため、事前連絡をお願いします
- 📌 書類の添付を…検査依頼簿と必要に応じてカルテの写し
- 📌 検査目的と必要な材料…下記を参考にしてください

検査目的	材料	注意点
ヨーネ病	血清 糞便	抗体検査は <u>6か月齢以上</u>
牛伝染性 リンパ腫	血清 全血(EDTA) 血液塗抹	遺伝子検査の場合は <u>全血</u> が必要 白血球の百分比を依頼する際は血液塗抹標本の添付が望ましい
BVD	血清 全血(EDTA)	<u>6か月齢未満は全血</u> も必要
呼吸器病 原因検索	鼻汁 血清 糞便	鼻汁（鼻腔スワブ）は <u>1頭あたり3本以上</u>
下痢 原因検索	糞便 血清	糞便の量はピンポン球大
疾病 原因検索	血清・全血 鼻汁 糞便 乳汁 等	材料はできるだけ複数種を ・種類は多い方が病原体検出率が高くなる可能性があります ・疾病により、複数頭について複数種の検査材料の搬入が望ましい場合があります
流死産 原因検索	胎子 胎盤 母血清	可能な限り <u>新鮮な状態なもの</u> を
死亡 原因検索	死体	

採材のポイント

鼻汁	糞便	
呼吸器原因検索	下痢原因検索	サルモネラ検査
鼻腔スワブは3本必要！  1 細菌検査用 2 ウイルス検査用 3 マイコプラズマ検査用  乾燥しない工夫をお願いします！	ピンポン玉大の直腸便  綿棒では十分な検査ができません！ 	発症疑い時はピンポン球大 健康確認検査は綿棒で可 

令和3年度 病性検定手数料



手数料項目	単価
病理解剖検査	4,580 円
鏡検	770 円
一般培養	1,120 円
特殊培養	3,380 円
一般血清反応検査	780 円
特殊血清反応検査	3,070 円
病理組織学的検査	2,520 円
一般理化学的検査	1,300 円
特殊理化学的検査	3,160 円
特殊遺伝子学的検査	5,950 円
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010 円
総合病性検定(病理解剖あり)	8,520 円
総合病性検定(病理解剖なし)	7,430 円
証明書	500 円
特別診断(100km未満)	5,670 円
特別診断(100km以上)	11,340 円
器具・機械使用料	860 円

検体には、

- ・ **検査目的**
- ・ **検査内容**
- ・ **個体情報** 等がわかる書類を添付してください

証明書を必要とする場合、

- ・ **血統登録証**等、**個体情報を確認できる書類**を添付してください



令和3年度 病性検定におけるヨーネ病検査日程

検体受付締切日	検査実施予定	採血推奨期間	
5月28日(金)	5月31日の週	5月22日～	5月28日
6月11日(金)	6月14日の週	6月5日～	6月11日
6月25日(金)	6月28日の週	6月19日～	6月25日
7月9日(金)	7月12日の週	7月3日～	7月9日
7月30日(金)	8月2日の週	7月24日～	7月30日
8月13日(金)	8月16日の週	8月7日～	8月13日
8月27日(金)	8月30日の週	8月21日～	8月27日
9月10日(金)	9月13日の週	9月4日～	9月10日
9月24日(金)	9月27日の週	9月18日～	9月24日
10月8日(金)	10月11日の週	10月2日～	10月8日
10月22日(金)	10月25日の週	10月16日～	10月22日
11月5日(金)	11月8日の週	10月30日～	11月5日
11月19日(金)	11月22日の週	11月13日～	11月19日
12月3日(金)	12月6日の週	11月27日～	12月3日
1月6日(木)	1月7日(金)	12月31日～	1月6日
1月21日(金)	1月24日の週	1月15日～	1月21日
2月4日(金)	2月7日の週	1月29日～	2月4日
2月18日(金)	2月21日の週	2月12日～	2月18日
3月4日(金)	3月7日の週	2月26日～	3月4日

日程にゆとりをもった
検体の搬入を
お願いします



留意事項

- ・ **採血時に生後6か月齢以上**であることを確認してください
- ・ **書類は検体と一緒に提出**してください
- ・ 書類には**牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名**を記載してください

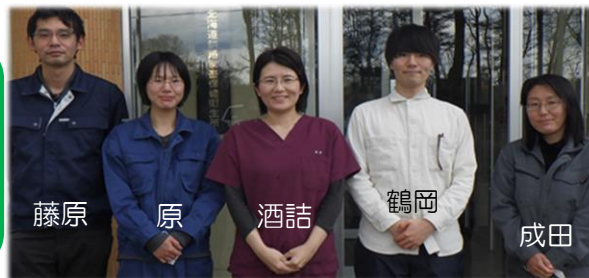
着任のご挨拶



指導課長 成田雅子

指導課長の成田雅子です。前任地の根室家畜保健衛生所で危機管理主査として修行を重ね、3年ぶりに釧路に戻りました。

少しでも釧路の家畜衛生に貢献できるよう邁進して参りますので、今後ともよろしくお願いします。



危機管理主査 藤原正俊

危機管理主査として赴任して来ました藤原です。

前任地は道庁畜産振興課で、家畜衛生の推進に係る補助金事務等を担当しておりました。予防事業としての経験は浅く、ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、釧路管内の家畜衛生の向上に尽力し、日々精進したいと思いますのでよろしくお願いします。

専門員 原希和子

宗谷家畜保健衛生所から参りました原と申します。道東に住むのは大学以来のことになり、釧路の生活も楽しみです。お力になれるよう励んで参りますのでよろしくお願いいたします。

専門員 酒詰史子 ★新採用★

4月から釧路家畜保健衛生所に配属になりました、酒詰史子と申します。帯広畜産大学を卒業後、7年間上川北地方のNOSAIに勤務していました。1日もはやく釧路の家畜衛生に貢献できますよう精進して参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

獣医師 鶴岡駿紀 ★新採用★

今春帯広畜産大学を卒業し、釧路家畜保健衛生所に配属になりました、鶴岡 駿紀（つるおか としき）と申します。北海道での生活は16年目で、浦河町、帯広市を経て釧路に参りました。先輩方に習って日々楽しくお仕事させていただいております。至らない点が多々あると思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

<転出者>

・指導課長	神間清恵	⇒	十勝家畜保健衛生所	指導課長
・危機管理主査	高木裕子	⇒	網走家畜保健衛生所	指導課長
・専門員	山田真喜子	⇒	網走家畜保健衛生所	専門員

令和3年度 職員体制及び緊急連絡先

北海道釧路家畜保健衛生所 電話 0154-57-8775

★休日・夜間の緊急連絡は、釧路総合振興局（電話0154-43-9100）へお願いします。

指導課		所長 次長	佐藤研志 小川英仁	予防課	
課長	成田雅子			課長	宮根和弘
主査（薬事・安全）	村上晋一			主査（危機管理）	藤原正俊
指導専門員	林 美加			専門員	酒詰史子
				専門員	互野佑香
				獣医師	
				獣医師	